

土地区画整理事業に係る事業再評価実施要綱細目

第1 事業再評価の対象とする事業の範囲

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項に基づく土地区画整理事業(以下「市施行区画整理事業」)、浜松市組合等土地区画整理事業費補助金交付要綱(以下「補助要綱」)に基づき補助金を交付する事業。

第2 事業再評価を実施する事業

1. 市施行区画整理事業においては事業計画の決定、その他の事業においては補助要綱に基づく最初の補助金交付決定後、5年間を経過した後も未着工の事業。
2. 市施行においては事業計画の決定、その他の事業においては補助要綱に基づく最初の補助金交付決定後10年間を経過した時点で、一部供用中の事業も含め、継続中の事業
3. 再評価実施後5年以上が経過し継続中の事業で都市整備部事業評価審査会において再評価が必要と認められた事業。
4. 事業計画変更において、以下に該当する事業。
 - (1)大幅な事業費の増減(総事業費の±30%)
 - (2)事業区域の拡大・縮小(地区界測量における地積の変更はこのかぎりでない)
 - (3)その他重要な事業計画変更と認められるもの
(公共施設、減歩率の大幅な変更など)

第3 事業再評価を実施する時期

1. 第2-1.に該当する事業については、5年目の年度末までに再評価を実施する。
2. 第2-2.に該当する事業については、10年目の年度末までに再評価を実施する。
3. 第2-3.に該当する事業については、第7の事前審査が実施された翌年度末までに再評価を実施する。
4. 第2-4.に該当する事業は、事業計画変更認可までに再評価を実施する。

第4 評価手法の選択

1. 事業単位の取り方

原則として事業計画の決定又は補助要綱に基づく最初の補助金交付決定の際の「箇所」を1つの事業単位とするが、複数の箇所が一体となって効果を発揮する地区等については、それらをまとめて1つの事業単位として再評価を行うことができるものとする。

2. 用語の定義

- (1)「未着工の事業」とは「仮換地が未指定であり、かつ、用地買収手続き、移転補償手続き及び工事のいずれにも着手していない事業とする。

- (2) 「用地買収手続き、移転補償手続きに着手していない事業」とは、「用地買収、移転補償の契約手続きが1件も完了していない事業」とする。
3. 事業計画の決定又は補助要綱に基づく最初の補助金交付決定後5年間を経過した時点で継続中の事業について再評価の実施の必要性を判断する際の視点
- 以下の項目により事業が順調に進展しているかを確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。
- (1) 関連計画、関連事業及び関連技術の状況
上位計画等の変更の有無、関連事業の状況、技術の進展に伴う新たなコスト縮減の可能性等
 - (2) 事業の進捗状況
事業進捗率、今後の事業の見通し等
 - (3) 地元情勢
事業に係る地権者及び周辺住民の事業に対する理解・協力等の状況
 - (4) 資金計画
保留地処分の見通し等
4. 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性を判断する際の視点
- 上位計画等の変更、関連事業の休止・中止等、社会的状況の急激な変化等があった場合や、当該事業に関連する技術に著しい革新等があった場合には、第3の3の指標に基づき、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

第5 再評価の実施に係る事項

1. 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体
区画整理組合等が施行者である補助事業においては、市が区画整理組合等と十分な調整を図ったうえで再評価を行う。
- (2) 再評価に係る資料
再評価に係る資料は、以下のとおりとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。
 - 事業概要
 - 再評価に関する指標
- (3) 公共事業評価委員に提出する資料
公共事業評価委員に提出する資料は、以下のとおりとする。
 - 再評価を実施する事業の一覧表
 - 再評価に係る資料
 - 対応方針（事務局案）

第6 評価の方法

1. 評価手法の設定

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

(1) 事業の必要性に関する視点

事業を巡る社会経済情勢等の変化

社会経済情勢、自然環境条件、上位計画の変更の有無及びその程度、関連する他事業の進捗状況等

事業の投資効果

費用対効果分析の結果等

事業の進捗状況

執行額、事業進捗状況、完了予定年度、地元情勢等

(2) 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減方策、代替案等の検討

(4) 事業の資金計画の視点

保留地処分の見通し等

なお、各視点に基づいた指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等については、別に定めるものとし、これらの評価手法を参考に、個別事業の特性に応じて評価手法を設定できるものとする。

第7 事前審査

本細目第2 - 3に該当する事業については、前年度に浜松市都市整備部事業評価審査会において再評価実施の必要性を判断する。

附 則

本細目は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

本細目は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

本細目は、平成23年7月1日から施行する。

土地区画整理事業の再評価に当たっての指標及び判断基準

指 標		判 断 基 準
事業進捗状況	事業進捗状況	事業進捗の著しい遅れ、長期に渡る中断等があるか。 事業の推移に大きな変動はないか。 等
	事業に対する地元の理解・協力の状況	事業地区内の関係権利者、周辺住民等の理解・協力が得られているか。 地域の住民等による組織が積極的に参加しているか。 等
	当該事業の上位計画	上位計画等で、事業計画に重大な影響を与える事項の変更があるか、また、その場合対処方針はあるか。 等
	関係プロジェクトの状況	地方拠点都市整備や大規模イベント等関連プロジェクトに変更があるか。 関連プロジェクトのスケジュール、事業の整合性が図られているか。 等
社会経済情勢等の変化	関連事業の整備状況	関連する街路事業、商業施策等に変更があるか。 関連事業のスケジュール、事業の整合性は図られているか。 等
	社会経済状況の変化	周辺の人口、商業、経済等の動向において大きな変動は無い か。 社会状況、交通状況等に対応した事業計画となっている か。 等
	自然環境条件の変化	自然環境に重大な影響が生じていないか、また、その場合 対処方針はあるか。 等
	その他	客観的評価指標(案)に示す事業の効果や必要性を評価する ための指標(B/Cに関する部分を除く。)を満たしているか。 等
費用対効果	街路整備効果(道路特会による事業のみ)	B / C 1 . 0 1
	土地区画整理事業効果(ヘドニック)	B / C 1 . 0 2
コスト縮減等	コスト縮減方策	建設資材、工法選定等によって建設コスト縮減が図られて いないか。 等
	代替案の検討	設計内容、整備内容等について代替案があるか。 等

- 1 平成15年8月1日付け建設省道路局・都市局通達による「費用便益分析マニュアル」に基づくB/C
- 2 平成21年7月27日付け市街地整備課長通知による「土地区画整理事業の費用便益分析マニュアル(案)」に基づくB/C

公共事業再評価調書

担当部課名 都市整備部

事業名		地区名		市町村名	浜松市			
事業概要	【事業目的及び主な事業内容】							
	(1) 事業目的							
	(2) 主な事業内容							
概要	事業採択	年度	事業計画区間	年度 ~ 年度	工事着手	年度		
	事業費	当初計画事業費 (百万円)	年度 ~ 年度	年度	年度	年度	年度	計
事業の進捗状況								
社会経済情勢等の変化								
費用対効果分析等 の要因変化								
(コスト縮減及び代替案の可能性)								
対応方針等	(1) 対応方針 事業継続・見直し継続・休止・中止(いずれかを で囲む) (2) 事業継続以外の場合の取扱方針等							

公共事業再評価事前調書

担当部課名 都市整備部

事業名			地区名			市町村名	浜松市	
事業概要	【事業目的及び主な事業内容】							
	(1)事業目的							
	(2)主な事業内容							
	(3)前回再評価年度							
	事業採択	年度	事業計画区間	年度～	年度	工事着手	年度	
	事業費	当初計画事業費 (百万円)	年度 ～ 年度	年度	年度	年度	年度	計
事業の進捗状況								
社会経済情勢等の変化								
費用対効果分析等の要因変化								
(コスト縮減及び代替案の可能性)								
対応方針等	(1)対応方針 要再評価 再評価不要(いずれかを で囲む)							